

お客さま 各位

碧海信用金庫

在留期間更新手続きのご案内

平素は碧海信用金庫をご利用いただきまして誠にありがとうございます。

昨今、マネー・ローンダリング等への対策強化が国際的に求められており、各金融機関では関係省庁と連携し様々な対策を行っておりますが、口座の売買による不正利用事案は増加の一途を辿っている状況です。

このような状況下、2024 年 12 月 24 日、警察庁より金融機関に対し、**在留期間が満了し、更新等のお届けがない外国籍のお客さま口座について、取引を一部制限するよう要請**がありました。

本要請を受け、当金庫は、**2025 年 11 月 10 日より順次、在留期間が経過したお客さまの口座について、出金取引を制限**させていただきます。

この**出金取引制限により、口座からの現金引出や振込出金ができなくなり**、大変ご迷惑をお掛けすることとなりますので、在留期間更新の際には、早急に下記資料をお持ちのうえ、お取引店窓口にお届けいただきますようお願い申し上げます。

《 お持ちいただく書類 》

1. 新しい在留期限が記載された在留カード（原本）
2. 通帳・キャッシュカード
3. お届け印 … 引っ越し等で当金庫にお届けいただいている情報が変更されている場合や口座を解約する場合

ご不明な点等がございましたら、お取引店にお問合せください。

警察庁リーフレット

公表 URL : <https://www.npa.go.jp/sosikihanzai/jafic/index.htm>



以 上